

京都市交通局事業所規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第15号

京都市交通局事業所規程の一部を改正する規程

京都市交通局事業所規程の一部を次のように改正する。

第1条中「第3項及び第4項」を「第2項及び第3項」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)